

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	5-7
処分の種類	産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3			
処分の概要	廃棄物処理施設の設置者に対し、その許可を取り消す。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 行政処分の基準は別表のとおりとする。</p> <p>2 別表に定める処分事由(以下「違反行為等」という。)が2以上ある場合は、それぞれの違反行為等に対応する処分日数の合計によるものとし、その日数が90日を超えるときは取消処分とする。</p> <p>3 違反行為等により生活環境保全上支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められるときは取消処分とする。</p> <p>※行政処分の基準(別表)は別紙</p>			
基準の根拠	産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の取扱要領 (平成13年10月1日付け13廃第261号)			